特定事業の手続きフロー図（令和７年５月２６日以降の新規事業）

土砂等の埋立て等を行おうとする者

1,000㎡以上
(特定事業)

1,000 ㎡未満 → 届出不要　条例第7条
ただし、汚染土砂の埋立て等禁止

条例第２条

事　前　相　談

適用除外（条例第7条第1項）
① 当該区域内から排出され、又は採取された土砂等によるもの
② 路盤材として使用される砕石や砂利のみによるもの
③ 国等が行う土砂等による埋立て等（国等が委託し、又は請け負わせて行うものを含む。規則第４条第１項）
④ 法令等の規定による許可その他の処分による埋立て等であって、規則第５条で定めるもの
⑤ この条例若しくは法令等に基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等の埋立て等
⑥ その他規則第６条で定める土砂等による埋立て等
・災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
・運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等

搬入の30日前までに

特定事業土砂等搬入計画届出書

条例第7条

搬入計画変更届

条例第８条

搬入の10日前までに

土砂搬入届 →
・土砂等排出元証明書の提出　規則第9条
・土壌検査証明書又は市長が必要とする書面の提出　条例第9条

条例第９条
・排出の場所ごと
・5,000㎥を超えるごと

土壌検査・（水質検査） →
・基準の日から6月を経過する日又は基準の日から5,000㎥を超える日のいずれか早い日
・特定事業を完了、廃止、休止、満了した日　規則第12条
・結果の報告　規則第14条

条例第 11 条

事業休止・再開　条例第 10 条

事業完了届 →
・土壌検査（水質検査）の実施　規則第12条
・搬入計画を届け出た日から特定事業を完了又は廃止する日まで、書類の閲覧
・特定事業を完了又は廃止した日から5年間の書類等の保管　条例第12条

条例第10条

完了後10日以内

命令
措置の命令　条例第６条
搬入禁止等の命令　条例９条
改善命令等　条例第 13 条
罰則
条例第 18 条～第 22 条